

物品集約調達要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県事務委任規則（昭和36年9月1日青森県規則第81号）第1条並びに青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和39年8月1日青森県規則第73号）第1条の規定に基づき、別に定めのあるものを除くほか、青森県財務規則（昭和39年3月31日青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第271条第1項に規定する公所（県外に所在する公所を除く。）で購入する物品及び同条第2項に規定する物品管理員が購入する燃料に係る調達手続等並びに同条第3項に規定する指定物品に係る契約手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 契約者 物品の購入に係る契約の相手方をいう。
- (2) 指定単価物品 公所において購入し常用する共通仕様物品として、知事があらかじめ指定した物品並びに財務規則第271条第2項に規定する物品管理員が購入する公用車用燃料及び庁用燃料であって、同項に規定する調達機関が締結する単価契約（継続的に物品の供給を受ける契約を締結する場合において、あらかじめ供給数量を定めることなく、将来の売買にかかわる基本的事項（単価、供給期間、納品場所、代金の支払方法等）を定める契約をいう。以下同じ。）により購入するものをいう。
- (3) 除外物品 この要綱に定める調達手続から除外される、指定単価物品以外の物品をいう。
- (4) 中核庁舎 県庁本庁舎（警察本部庁舎及び北棟を含む。）又は県の合同庁舎をいう。

(適用範囲)

第3条 公所が行う物品の購入は、除外物品を除くほか、この要綱に定める手続によらなければならない。

(指定単価物品の指定等)

第4条 会計管理課長は、必要に応じて、公所が購入する物品のうちから指定単価物品を指定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定単価物品として購入する公用車用燃料は、原則として、別表1に定める公用車用燃料調達範囲内の庁舎に配置する公用車に係るものに限るものとする。ただし、公用車用燃料調達範囲外の庁舎等に配置する公用車に係るものを指定単価物品で購入することは妨げない。
- 3 指定単価物品として購入する庁用燃料は、調達機関が指定する物品管理員の所属に係るものに限るものとする。
- 4 前2項の規定によらずに購入する燃料は、除外物品とする。

(公所の長の責務)

第5条 公所の長は、物品の購入に当たり、急迫した事情によりこの要綱に定める手続により難しい場合その他特別の理由がある場合を除くほか、共通仕様物品として、指定単価物品を購入するものとする。

- 2 公所の長は、会計管理課長に対し、除外物品から指定単価物品に、また、指定単価物品から除外物品に取扱いを変更すべきものを推薦することができる。

第2章 指定単価物品の調達等

(指定単価物品等に係る単価契約)

第6条 調達機関は、第4条の規定により指定単価物品を指定したときは、出納局長が定める物品調達契約事務取扱要領により、遅滞なく、別表2に定める地区ごとに、公用車用燃料調達範囲及び会計管理課長が別に定める基本調達範囲における指定単価物品及び指定物品(以下「指定単価物品等」という。)の契約者を決定するものとする。

- 2 調達機関は、基本調達範囲における指定単価物品の契約者を決定したときは、それぞれの地区における基本調達範囲外の公所のうち、契約者が指定単価物品を納入できる公所について契約者と協議し、物品供給契約書（別記第1）の別表2に規定しようとする発注機関を決定するものとする。
- 3 調達機関は、第1項の契約者を決定したときは、燃料にあつては単価契約による物品の供給契約事務処理要領（平成15年3月17日付け青経理第316号出納局事務局長通知）に基づく物品供給契約書を、その他の指定単価物品等にあつては別記第1の物品供給契約書を参考として、速やかに指定単価物品等の購入に係る単価等を取り決める契約書を作成するものとする。
- 4 指定単価物品等に係る単価契約の供給期間は、原則として、12月を超えないものとする。

（指定単価物品の公所への通知）

第7条 調達機関は、前条に規定する指定単価物品に係る単価契約を締結したときは、速やかに指定単価物品単価表を配布することにより、公所の長に対して次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 指定単価物品の名称及び物品調達コード
- (2) 契約者
- (3) 単価
- (4) 供給期間
- (5) 発注機関
- (6) その他必要な事項

（指定単価物品の発注）

第8条 公所の長は、指定単価物品を購入しようとするときは、その可否について、事前に配当又は令達を受けた予算の残額を確認しなければならない。

- 2 公所の長は、公用車用燃料以外の指定単価物品の発注に当たっては、指定単価物品単価表に基づき物品発注書・納品書（別記第2）に必要な事項を記入した上で、これを契約者に対してファクシミリその他の方法により送付して発注するものとする。
- 3 公所の組織の一部が他の地区に所在する場合の当該組織に係る指定単価物品の購入は、所在する地区の例によるものとする。
- 4 特定の指定単価物品の発注機関とされなかった公所においては、当該指定単価物品は除外物品とする。
- 5 公所の組織の一部が特定の指定単価物品の発注機関とされなかった公所においては、当該組織に係る当該指定単価物品は除外物品とする。

（指定単価物品の検査）

第9条 公所の長は、発注した指定単価物品が契約者から納入されたときは、財務規則第163条に規定する検査を行い、その事実を当該納入現品に添付して提出される物品発注書・納品書の「検査」欄等に記録するものとする。

（指定単価物品に係る支出手続）

第10条 公所の長は、指定単価物品に係る契約書において定められた期日までに、指定単価物品に係る請求書を契約者から徴するものとする。

- 2 公所の長は、前項の請求書に係る支出手続を支出負担行為兼支出命令票により行うものとする。
- 3 前項の支出負担行為兼支出命令票の「支払予定年月日」欄には、特別の理由がある場合を除き、請求書を受理した日から起算して15日目の日を明らかにするものとする。

（指定単価物品に係る出納通知等）

第11条 指定単価物品に係る出納通知及び出納執行は、青森県財務規則の運用（昭和39年6月24日付け青経理第253号副知事依命通達）第291条関係の2及び3の規定により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、公所等における平成17年5月31日までの間に発注する物品の調達は、従前の手続によるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の物品集約調達要綱により調製した物品発注書・納品書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。この場合において、第9条の検査の記録は、物品発注書・納品書の欄外等に行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の物品集約調達要綱により取交わした物品供給契約書は改正後の物品供給契約書とみなす。この場合において、物品供給契約書中「調達機関」とあるのは「発注機関」と読み替えるものとする。
- 3 改正前の物品集約調達要綱により調製した物品発注書・納品書の用紙で現に残っているものは、平成23年5月31日までの間は、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の物品集約調達要綱により取交わした物品供給契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の物品集約調達要綱により取交わした物品供給契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月21日から施行する。
- 2 改正前の物品集約調達要綱により調製した物品発注書・納品書の用紙で現に残っているものは、令和元年11月30日までの間は、これを使用することができる。

別表1

公 用 車 用 燃 料 調 達 範 囲
中核庁舎に所在する物品管理員の所属及びこれらの庁舎に隣接する公所

別表 2

地区名	地区の範囲
青森地区	青森市、東津軽郡
弘前地区	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
八戸地区	八戸市、三戸郡
五所川原地区	五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡
十和田地区	十和田市、三沢市、上北郡
むつ地区	むつ市、下北郡

別記第1（第6条関係）

物品供給契約書

住所

受注者 ○ ○ ○ ○

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青森県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

（供給物品及び単価）

第1条 受注者は、次表に掲げる指定物品又は指定単価物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

物品調達コード	品名	規格	単位	単価	摘要

（供給期間）

第2条 供給期間は、○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日までとする。

（供給物品の納入）

【本庁及び青森地区の場合】

第3条 受注者は、供給物品が指定物品の場合にあっては、毎週○曜日及び○曜日（その日が閉庁日である場合にあっては、その翌開庁日）に、発注の有無を確認し物品納入管理票を受領するため、別表1に定める調達機関（○○庁舎△階）に来なければならない。

2 受注者は、前項の規定により受領した物品納入管理票により供給物品を納入しなければならない。

3 受注者は、供給物品が指定単価物品の場合にあっては、別表2に定める発注機関から発せられる物品発注書・納品書（別紙様式）に基づき、合意した納入期限までに指定された納入場所に、当該物品発注書・納品書を添えて供給物品を納入しなければならない。

4 受注者は、供給物品を納入しようとするときは、原則として、その日時を発注機関に通知しなければならない。

【本庁及び青森地区を除く地区の場合】

第3条 受注者は、供給物品が指定物品の場合にあっては、別表1に定める調達機関から発せられる物品納入管理票により供給物品を納入しなければならない。

2 受注者は、供給物品が指定単価物品の場合にあっては、別表2に定める発注機関から発せられる物品発注書・納品書（別紙様式）に基づき、合意した納入期限までに指定された納入場所に、当該物品発注書・納品書を添えて供給物品を納入しなければならない。

3 受注者は、供給物品を納入しようとするときは、原則として、その日時を発注機関に通知しなければならない。

(検査)

第4条 発注者は、供給物品の納入の都度、その納入場所において、受注者の立会いの上、供給物品の検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

3 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 供給物品の所有権は、前条の検査に合格した時、発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

第6条 受注者は、納入した供給物品の代金を、供給物品を納入した日から10日以内に、請求書により発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の請求書の請求額を計算するときにおいて、第1条に定める品名ごとの単価に数量を乗じて得た額について円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、第1項の請求書を受領した日から起算して15日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第7条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

(違約金)

第9条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の不履行分に係る代金の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。
この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第10条 発注者は、第8条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第11条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

受注者 〇 〇 〇 〇 印

発注者 青森県知事 〇 〇 〇 〇 印

別表 1

指定物品に係る調達機関（ ）

別表 2

指定単価物品に係る発注機関

別紙様式

(省略。別記第 2 引用)

